

平成20年9月

工事請負契約における単品スライド条項の適用実施について

庄原市役所 管財課 契約係

庄原市では、最近の鋼材や原油価格等の上昇による建設資材の高騰を踏まえ、このたび工事請負契約約款第25条第5項の「単品スライド条項」について、下記のとおり運用することとしました。

記

- 1 対象資材 鋼材、燃料油、生コンクリート
- 2 発注者負担 対象資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象工事費の1%を超える額
- 3 適用日 平成20年6月16日
(広島県の運用開始日に合わせ遡及して実施)
- 4 主な運用事項 別紙「単品スライド条項の運用について」のとおり

単品スライド条項とは、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不相当となった場合に、契約金額の変更を可能とするものです。

【問い合わせ先】

(1) 制度について

庄原市管財課契約係

TEL 0824-73-1203

(2) 受注工事の適用について

各工事担当課

単品スライド条項の運用について（ポイント）

1 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

- 「鋼材類」(H鋼、異形棒鋼、厚板等)
- 「燃料油」(ガソリン、軽油、混合油、重油)
- 「生コンクリート」(生コンクリート)

【スライド適用の対象工事】

- 適用日時点で継続中の工事及びその後の新規工事
- 対象資材の価格上昇に伴う品目類ごとの増額部分が、請負金額の1%を超えるものが生じた工事

2 スライド条項の適用手続

請負業者からの請求に基づき、発注者が確認する。

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2ヶ月前までに請求し、工期末に契約変更

(2) 証明書類の提出（必須）

請負業者は実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

3 スライド額の計算で用いる単価

- 「鋼材類」 変更前の単価は、設計時の単価
変更後の単価は、現場に搬入された月の実勢価格
- 「燃料油」 変更前の単価は、設計時の単価
変更後の単価は、現場に搬入された月の実勢価格
- 「生コンクリート」 変更前の単価は、設計時の単価
変更後の単価は、現場に搬入された月の実勢価格

4 スライド額の計算で用いる対象数量

設計図書に記載された数量

5 スライド額の計算

$$\begin{aligned} & \text{「鋼材類」(搬入月の実勢価格 設計時点での単価)} \times \text{対象数量} \\ + & \text{「燃料油」(搬入月の実勢価格 設計時点での単価)} \times \text{対象数量} \\ + & \text{「生コンクリート」(搬入月の実勢価格 設計時点での単価)} \times \text{対象数量} \\ - & \text{スライド前の請負金額の1\%相当額} \end{aligned}$$

スライド額

上の算式は、品目類がそれぞれ1%を超え、3品目とも対象となった場合であり、個別に1%を超えない場合は、その品目類（資材）は適用されない

6 その他

- (1) 部分引渡しをした工事の部分、適用日以前に部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライド条項は適用しない。
- (2) 工期末が平成 20 年 11 月 30 日以前である工事についての適用申請は、10 月 1 日まで可能である。
- (3) 適用の詳細については、国土交通省の運用マニュアルを準用して、運用します。